

別紙 5

各グループにおける「具体的な施策」の効果検証の進め方について

- (1) 前回と同様、進行は「部会長」または「副部会長」
- (2) **資料3**の「通し番号」順に審査
事前にいただいた意見や疑問点については、職員が回答します。
なお、「**重点審査**」施策でない施策については、各委員の総合評価が同程度であるため、「事務局（案）総合評価」で異議がないかを諮ってください。
- (3) **「重点審査」施策をメインに審査**
資料3の表左側に赤字で「**重点審査**」と記載のある具体的な施策を中心に審査を進める。
 - ① 「重点審査」に選定した具体的な施策
各委員が事前提出した評価結果に「△」又は「×」の記載がある施策を「**重点審査**」施策とした。これはより慎重な審査を必要と考えたためです。
事前提出された意見等も踏まえ、「事務局（案）総合評価」を示しましたが、評価した内容等についてグループ内で意見交換し、グループとしての「**最終評価**」を決定してください。
- (4) 上記の進め方に沿い、各グループで効果検証及び評価を行ってください。
- (5) 各グループ所管の施策の効果検証、評価がすべて終了した後、記録係が評価及び主な意見を発表・報告用にまとめます。内容は、部会長、副部会長、進行補助係及び記録係の4人で内容を確認してください。
- (6) 最後に、部会長（副部会長）がグループでの効果検証、総合評価と主な意見を発表・報告してください。
なお、発表・報告時間は、各グループ5分間程度としています。
よって、
 - ① グループでの評価が「事務局（案）総合評価」と差異があるもの
 - ② グループで出された重要な意見などを選択して発表・報告してください。